

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	市貝町

市貝町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	農林課
所在地	市貝町大字市塙 1 2 8 0
電話番号	0 2 8 5 - 6 8 - 1 1 1 6
F A X 番号	0 2 8 5 - 6 8 - 4 6 7 1
メールアドレス	nourin@town.ichikai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ハクビシン・カラス・カモ・アオサギ・アライグマ・カワウ・ニホンジカ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	市貝町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	被害面積 244 a
		被害金額 603千円

(2) 被害の傾向

町の北部地区は、喜連川丘陵で緩傾斜した丘陵地が大部分を占め、その多くは山林となっており、イノシシによる農作物等の被害が多くみられる地域である。平野が広がる中南部地区についても、イノシシの生息範囲の拡大により被害や目撃の情報が寄せられてきている。

また、近年では農村地帯だけではなく、市街地の道路上や通学路等でもイノシシの目撃情報が寄せられており、捕獲業務等の重要性が増している。被害の発生時期については、春から秋にかけての時期が多くなっている。

またハクビシンによる野菜類の食害も確認されている。

ニホンジカについては、現在被害は確認されていないが、引き続き情報収集に努める。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
被害面積	244 a	100 a
被害金額	603千円	247千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	栃木県猟友会茂木支部と有害鳥獣捕獲業務委託契約を締結し駆除を実施している。 また、町単独事業で、わな猟免許を取得した方に対して、費用の50%を補助している。 。(わな猟免許取得費等補助金)	猟友会員の高齢化及び人員不足が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	町単独事業で、電気柵やトタン柵を設置した方に対して、設置費用の50%を補助している。 (イノシシ被害防止対策事業費補助金)	各個人での対策のため、効果が部分的であるので、町全体の被害防止のためには、地域ぐるみで対策に取り組むなど広域的な取組が必要。

(5) 今後の取組方針

住民啓発活動を行うとともに、集落単位等での防護策設置や山裾の刈払いなど地域ぐるみでの取組が必要である。更に収穫物の残さ放置防止、放任果樹の除去など餌場となりうる場所を作らないなどの取組が必要である。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、栃木県猟友会茂木支部と有害鳥獣捕獲業務委託契約を締結している。市貝地区では6名の捕獲員が、くくり罠を主に捕獲を行っている。また、今後は平成31年度を目途に「鳥獣捕獲実施隊」を設置し、被害軽減に努める。
カラス・カモについては、7名で捕獲を行っている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容(捕獲実績)
26	イノシシ・カラス・カモ	イノシシ(29頭)・カラス(10羽)・カモ(25羽)
27	イノシシ・カラス・カモ	イノシシ(35頭)・カラス(8羽)・カモ(40羽)
28	イノシシ・カラス・カモ	イノシシ(121頭)・カラス(18羽)・カモ(12羽)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシについては、近年、中部地区にも農作物被害や目撃情報が出てきていることから、生息区域の拡大を防止できるよう設定する。</p> <p>カラス、カモについては、現在実施している駆除を継続し、同等数以上を</p> <p>目標として設定する。併せて、近年アオサギによる農作物被害も発生していることから、カラス、カモと同数を目標に駆除を実施する。</p> <p>アライグマ、カワウについては状況に応じて対応する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	400	400	400
カラス	100	100	100
カモ	100	100	100
アオサギ	100	100	100
アライグマ	10	10	10
カワウ	50	50	50
捕獲等の取組内容			
<p>イノシシについては、くくり罠による捕獲を中心として、年間を通して、町全域で捕獲を実施する。</p> <p>カラス・カモ・アオサギについては、5月中下旬に、町全域で銃による捕獲を実施する。</p> <p>ハクビシン・アライグマ・カワウについては、被害状況に応じて捕獲を実施する。</p>			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市貝町	全ての鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	電気柵を1km整備	電気柵を1km整備	電気柵を1km整備

(2) その他被害防止に関する取組

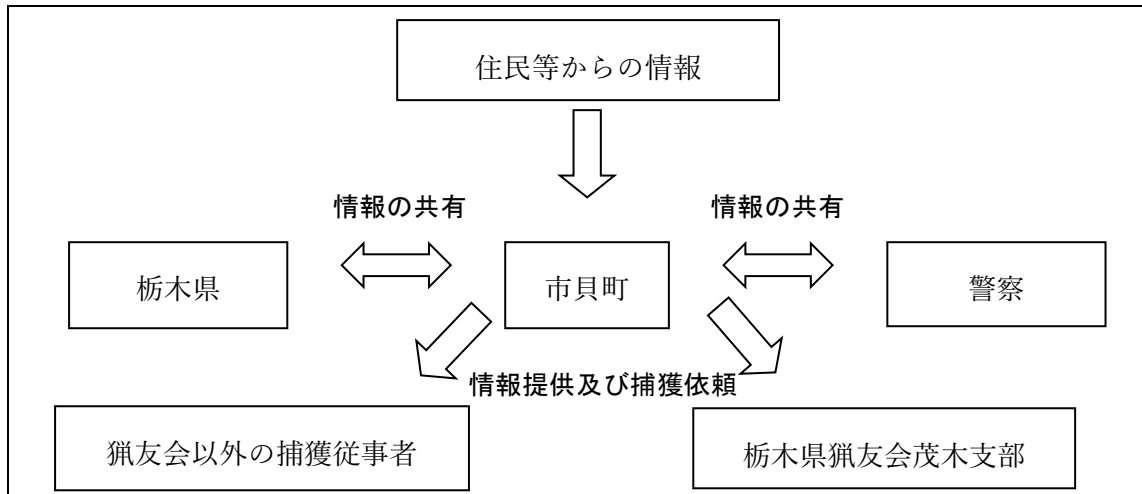
年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ	被害農家による防止柵等の設置 各種補助事業等を活用した里山林整備・管理保全
31	イノシシ	被害農家による防止柵等の設置 各種補助事業等を活用した里山林整備・管理保全
32	イノシシ	被害農家による防止柵等の設置 各種補助事業等を活用した里山林整備・管理保全

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
栃木県	住民からの情報を受け、各行政機関と連絡を取り合うとともに必要に応じて医療機関とも連携し、住民の安全確保に努める。
警察	住民からの情報を受け、各行政機関と連絡を取り合うとともに必要に応じて医療機関とも連携し、住民の安全確保に努める。
市貝町	住民からの情報を受け、各行政機関と連絡を取り合うとともに必要に応じて医療機関とも連携し、住民の安全確保に努める。
栃木県猟友会茂木支部	各隊員との連携を密にし、緊急時の素早い情報提供、対応に努める。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲個体のうち、栃木県那珂川町イノシシ食肉加工処理施設での受入れ基準を満たす個体については、処理施設へ搬入し、有効活用を図る。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	市貝町イノシシ被害対策協議会
構成機関の名称	役割
市貝町、県東環境森林事務所、芳賀農業振興事務所、JAはが野、芳賀地区森林組合、茂木警察署、栃木県猟友会茂木支部、鳥獣保護管理員、自治会代表者、栃木県農業共済組合芳賀支所	イノシシによる農作物被害が増加している実情に鑑み、関係機関が連携し情報の共有を図り、被害対策を推進するとともに、住民に対しての情報発信に努める。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城栃木鳥獣害広域対策協議会	茨城・栃木両県の地域の鳥獣被害を防止するため、広域で連携し、鳥獣被害の状況把握、現状分析、調査研究を実施している。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成31年4月設置を目標に、調整・研究に努める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項